

## 令和元年度第3回東村山市総合教育会議会議録

○令和元年10月2日（水）マルチメディアホール（いきいきプラザ3階）に招集した。

○出席委員は、下記のとおりである。（6名）

渡部 尚、村木 尚生、當摩 彰子、小関 禮子、佐々木 洋子、  
櫻井 康博

○関係職員の出席者は次のとおりである。

教育部長	野 崎 満	経営政策部次長	原 田 俊 哉
教育部次長	田 中 宏 幸	経営政策部次長	河 村 克 巳
教育部次長	井 上 貴 雅	企画政策課長	笠 原 貴 典
統括指導主事	鈴 木 賢 次	児童課課長補佐	竹 内 陽 介
教育総務課長	仁 科 雅 晴	児童課主査	羽 生 孝 明
経営政策部長	間 野 雅 之		

○本会の書記は次のとおりである。

企画政策課 主査 東 要介

○会議事件は次のとおりである。

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題

「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」の策定

- 4 その他
- 5 閉会

午前9時00分 開会

○渡部市長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第3回東村山市総合教育会議を開催いたします。

教育委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、議題に入ります前に、本日の会議の内容と配付資料の確認を事務局からお願いします。

○笠原企画政策課長 おはようございます。企画政策課長の笠原でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議につきまして、ご案内申し上げます。

委員の皆様には事前にお伝えさせていただいておりますが、本日は、

「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」の策定についてを議題とさせていただきます。また、児童クラブの学校施設利用につきまして、担当所管から説明させていただきます。こちらにつきましては、市長部局より担当所管でございます児童課が同席しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、資料につきましては、配付資料一覧をご確認の上、もしお持ちでないもの、不足なものがございましたら、事務局までお願いいたします。

本日、配付させていただいた資料といたしましては、資料番号はございませんが、東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会における検討状況について（中間報告）でございます。

以上です。

○渡部市長 よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、本日の傍聴者について、委員の皆様にお諮りをさせていただきます。

本日の審議内容につきまして、事前通知を受けておりますが、特段の非公開情報はないと思われまますので、傍聴者の入場を許可したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

○渡部市長 それでは、入場の許可をさせていただきますが、また、会議途中で傍聴希望者がお見えになった場合にも、同じように入場を許可したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

○渡部市長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

また、本来ですと定員は10名となっておりますが、会場の規模から判断しまして、10名以上お座りいただけると思っておりますので、可能な範囲で傍聴を許可したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

○渡部市長 異議がございませんので、傍聴を許可いたしたいと思いません。

事務局より傍聴者人数の報告と入場をお願いいたします。

○笠原企画政策課長 傍聴者は、7名でございます。

○渡部市長 それでは、入場を許可いたしますので、その間、暫時休憩とさせていただきます。

午前 9時03分 休憩

午前 9時05分 再開

○渡部市長 休憩を閉じまして会議を再開させていただきます。

傍聴の方をお願いを申し上げておきます。傍聴していただくに当たりましては、お手元にご配布させていただいております「傍聴者の方へ」の内容を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

改めて、ご挨拶申し上げたいと思います。

皆様、おはようございます。本日は、教育委員の皆様には、大変お忙しいところ、本年度第3回の東村山市総合教育会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃、東村山市の教育の充実、発展のために、委員の皆様には多大なご尽力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、先週金曜日に行われました平沢保治多磨全生園入所者自治会会長への市民栄誉賞贈呈式に当たりまして、教育委員の皆様にもご臨席をいただきました。誠にありがとうございます。翌日、多磨全生園の110周年記念式典が行われまして、来賓として私も出席をさせていただき、ご挨拶の機会をいただきましたが、その際にも、このたび、東村山市並びに教育委員会、これまでのご功績に対して平沢さんに市民栄誉賞を贈らせていただいたということを申し上げさせていただいたところでございます。ご協力に感謝申し上げます。

本日の議題につきましては、「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」についてでございます。本件につきましては、かねて申し上げておりますように、昨年度、市議会の政策研究会のほうからいじめ防止についてのさらに充実、強化を図るようというご提言を踏まえて、一定の条例整備をするとともに、これまで教育委員会でいじめ防止等のための基本方針、策定をいただいておりますが、法の趣旨では、首長が方針を定めるということになっておりますことを受けて、この総合教育会議の場で議論させていただいて、市長部局を含めて全東村山市の方針とさせていただくべく、協議をさせていただきたいと思っております。

また、条例等につきましては、一昨日まで、東村山市議会9月定例

会が開催をされておりまして、今回、いじめ問題調査委員会等に関する条例を、これは教育委員会のほうから上程していただきまして、ご可決をいただいたところでございます。これまで規則によって設置をされておりまして東村山市いじめ問題調査委員会につきましては、今般の条例に基づいて設置をされるということと、それから、そこに市議会からのご提言を踏まえて、人権問題やいじめ問題に精通されている法律の専門家として、弁護士を加えるということとさせていただくとともに、重大事案が発生した際に、いじめ問題調査委員会で調査をしていただくわけですが、その後、さらに再調査が必要な場合については、法に基づいて首長がいじめ問題再調査委員会を開催することができる規定になっておりますが、それを裏づける条例もこの際、加えさせていただきまして、いじめ問題再調査委員会の設置をできる規定を設けさせていただきました。

なお、いじめ問題調査委員会、これは教育委員会が所掌する附属機関ということになります。こちらについては、常設の機関とさせていただいて、再調査委員会のほうについては、重大事案が発生し、教育委員会の附属機関でありますいじめ問題調査委員会の調査等について、当事者等から不納得というか、そういう事態になった場合に、再調査をするというような形をとらせていただきたいというふうに考えておりますが、何よりも、いじめ問題調査委員会、さらには再調査委員会を開催するような事案が当市で発生しないように、いじめの防止、あるいは、早期発見、早期解決ということを中心に各学校現場で徹底いただくということ、そこに、市長部局としてできる限りの支援をしていくということが何よりも肝要かなというふうに考えているところでございます。

また、後ほど議論させていただきますように、基本方針についても、教育委員会、そして、各学校並びに市長部局も共有しながら、今申し上げたように、市議会からのご提言であります、「いじめで泣く子を出さない」という趣旨にのっとり、これからも力を合わせて市長部局としても頑張りたいと考えておりますので、引き続き教育委員の皆様のご指導とご協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、限られた時間ですけれども、本日の議題でございます「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」

の策定について、市長部局並びに教育委員会から説明を事務局のほうからしていただいて、その後、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、先に市長部局のほうから報告をお願いします。

- 笠原企画政策課長　それでは、市長部局のほうからのご説明として、企画政策課よりご説明させていただきます。説明は、主に資料1、2、3を用いてご説明させていただきます。まず、資料1をご覧ください。国のいじめ防止対策推進法につきましては、議員立法により平成25年、2013年に制定されました。本法は、我が国で初めてのいじめ対策の法律であり、いじめをめぐる未然防止、早期発見、事案対処のそれぞれについて、学校、学校の設置者、地方公共団体、国等の関係者による抜本的な対策を講じることにより、いじめから児童・生徒の生命及び尊厳を守ることを求めるものでございます。

いじめ防止対策推進法第12条では、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする」と定められております。

いじめ防止対策推進法におきましては、いじめ防止の取り組みの主体者は地方公共団体とされていることから、いじめの問題については、教育委員会はもとより、市全体として捉えていく必要があるというふうに考えまして、このたびの総合教育会議の場で今年度の議題とさせていただきます次第でございます。

先ほど市長からございましたとおり、昨年7月の市議会政策研究会「いじめで泣く子を出さないために」政策提言書にも同様の趣旨のご提言をいただいております。

なお、いじめ防止対策推進法では、いじめの防止の対策に係る組織を規定しておりますが、本市では、それぞれ学校生活指導連絡協議会やいじめ問題調査委員会、いじめ問題再調査委員会がこの趣旨を踏まえ、その役割を担うものとしております。

続いて、資料2、横のスケジュール表をご覧ください。「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」策定スケジュール（案）でございます。今般、総合教育会議でご協議し、策定するいじめ防止等のための基本的な方針は、市の基本方針として広く市民の皆様からご意見

をいただくために、パブリックコメントを実施したいと考えております。スケジュール（案）の番号1が本日の第3回総合教育会議でございまして、本日の会議におきまして、基本方針の案につきましてご説明させていただき、委員の皆様からの頂戴した意見等の内容を踏まえまして、11月の上旬から20日間でパブリックコメントを実施していければと考えております。パブリックコメントの期間が終わりましたら、パブリックコメントでいただいた意見を集約いたしまして、番号5のほうでございしますが、第4回、12月5日の総合教育会議におきまして、実施結果についてご報告させていただきますとともに、さらに、そこでも委員の皆様からご意見を賜りたいと存じます。

最終的には、第4回の会議でのご意見を踏まえ、意見集約いたしました成案を、来年2月5日の第5回総合教育会議でご了承いただき、市の方針として固めてまいりたいと考えております。

なお、これまでいじめ防止のための基本的な方針は、教育委員会にて毎年度、改定を行ってまいりましたが、市としての方針として改めるのに伴い、今後は、毎年改定ではなく、国や東京都の状況を参酌し、必要なタイミングで改定していく予定でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。本日、資料3といたしまして、東村山市いじめ防止等の基本方針（案）をお示しさせていただいておりますが、現在、教育委員会で策定している方針をベースに、これを継承する形で市としての方針として定めたいと考えております。主な変更点につきましては、網掛け部分で表示させていただいております。まず、表紙のところでは、方針の主体者が、これまで教育委員会のみでございましたが、市長部局と教育委員会が連携した市としての方針でございますので、市と教育委員会の併記とさせていただきました。これは、平成27年度の本総合教育会議で策定いたしました教育施策の大綱と同様の表記となります。

2ページをお開きください。冒頭で述べましたが、いじめ防止対策推進法の趣旨を鑑みまして、市としての方針を策定する旨の文言を追加しております。

5ページをお開きください。第2、いじめの防止等のための対策、市における取り組みでございます。ここでの市とは、市長部局、教育委員会の両執行機関を指しております。繰り返しになりますが、基本方針の内容につきましては、今後、毎年度毎ではなく、法の施行状況

や東京都のいじめ基本方針の改定を参酌し、総合教育会議を通じて、適宜、必要に応じて、今後は見直ししてまいりたいと考えております。

7ページをお開きください。先般、市議会9月定例会で、東村山市いじめ問題調査委員会等に関する条例をご可決いただきましたことから、これまで、いじめ問題に関して市長部局の附属機関である再調査委員会は条例で規定されておりましたが、調査委員会の条例化に伴い、再調査委員会につきましても、条例で明確化することといたしました。

なお、いじめ問題再調査委員会につきましては、先ほど市長からご説明ございましたとおり、常設ではなく、調査委員会の調査結果を踏まえ、市長が必要と判断としたときに設置する非常設の附属機関となります。再調査が実施された場合は、市長は再調査結果を市議会に報告することとなります。

9ページをお開きください。重大事態発生時の流れを説明した部分となります。再調査を実施した場合には、市長部局、教育委員会、それぞれが自らの権限、及び責任において、同種の事態発生防止のための必要な措置を講じる旨を記載しております。

10ページをお開きください。重大事態発生時のフロー図を記載しております。本総合教育会議は、東村山市総合教育会議運営に関する要領の所掌事項に定めるとおり、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議、調整することとしております。本フロー図でもその役割を入れさせていただいております。

市長部局からの説明は以上でございます。

- 渡部市長 では、続きまして、教育委員会からお願いします。
- 鈴木統括指導主事 続きまして、指導室より、同じく資料3、東村山市いじめ防止等のための基本方針（案）についてご説明いたします。

本日は、参考資料といたしまして、平成31年度のいじめ防止基本方針も配布させていただいておりますので、適宜ご参照いただきますようお願いいたします。

お手数ですが、資料3、基本方針の4ページにお戻りください。本方針（案）は、基本的には、先ほど申し上げましたが、これまでのいじめ防止基本方針の内容を踏まえ、新たに修正等をさせていただいて

おります。

(4) いじめ防止等の対策を推進する6つのポイントにつきましては、これまでの方針にも明記されておりましたが、新たに(4)の項目として位置づけさせていただきました。このいじめ防止等の対策を推進する6つのポイントは、東京都教育委員会が平成29年度に策定いたしましたいじめ総合対策第2次にも位置づけられているものでございます。本日は、別添資料といたしまして、いじめ総合対策第2次の抜粋版を机上に置かせていただいております。こちらもご参照ください。

本別添資料の8ページ、9ページにもございますとおり、学校の取り組みとして、この6つのポイントを念頭に各学校のいじめ防止対策を推進していくよう、改めて規定したものでございます。

資料3、方針(案)にお戻りいただき、6ページをお開きください。いじめ問題調査委員会の委員構成につきまして、変更点を申し上げます。これまでは、臨床心理士、小児科医、保護者代表と表記されていたものを、心理専門家、小児科の診療に相当の経験を有する医師、弁護士、その他教育委員会が認める者、とさせていただきます。これは、このたび制定いたしました東村山市いじめ問題調査委員会等に関する条例の規定にあわせて整理したものでございます。

次に、7ページをご覧ください。(3) いじめ防止等に関する具体的な取り組みといたしまして、①未然に防ぐために、②早期に発見するために、③迅速に対応するために、④重大事態発生時と、四つの段階における当市の取り組みを規定しているところは、現行の方針とは変わっておりません。

各段階における取り組みの中で、新たに加わったものはございませんが、例えば、7ページのいじめに関する研修のうち、1回以上、重大事態の定義、いじめ防止基本方針の内容を扱うこと、に関しましては、これまで④の重大事態発生時に規定されておりましたので、①未然に防ぐためにの中に文言整理をさせていただきます。

また、生徒会サミットの取り組みや、いじめの認知件数がゼロ件であった場合の公表について、また、いじめ解消における判断の期間や流れなど、細かい規定がこれまでございましたが、これらの項目につきましては、本方針を受けた各小・中学校への具体的な指導、助言の中に含めてまいりたいと思います。



次に、11ページをご覧ください。ここからは、学校における取り組みについて規定をしております。(3)学校における「学校いじめ防止基本方針」についてにおきましても、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の4つの段階で取り組みを整理している点につきましては、現行の方針と同様でございます。これまでの方針では、4つの段階において、例えば、道徳教育、人権教育の充実、また、いじめに関する授業の実施など、学校が行うさまざまな取り組みについて規定をしておりました。本方針(案)では、先ほどもご説明いたしましたとおり、別添資料の東京都教育委員会いじめ防止対策第2次、10ページから13ページに規定されております4つの段階に応じた具体的な取り組みの項目にあわせて整理しております。

各学校では、これまでも東村山市のいじめ防止基本方針と東京都教育委員会のいじめ総合対策第2次を参考に、いじめの防止の取り組みに努めております。本方針と総合対策の内容が深く関係することで、さらに学校にとってわかりやすいものになるものと捉えております。

本日、お配りさせていただいておりますこちらのいじめ総合対策で抜粋版の資料をご覧ください。最後の1枚になります34ページ、35ページをお開きください。例えば、方針(案)にもありますとおり、早期発見のための取り組みとして、学校では、いじめの定義の正しい理解に基づく確実な認知を規定させております。こちらは、いじめ総合対策の34ページ、35ページを各学校で毎年度、年度当初、必ず全教職員で確認するよう指導しております。特に、この34ページの表については、全職員がこの表の内容をしっかりと理解して、いじめの確実な認知を進めていくことを指導しております。これまでは、継続性や集団性の観点から、社会通念上のいじめに目を向けておりましたが、法令上では、被害児童が心身の苦痛を感じているかどうかを捉え、個別に判断することが求められております。親切のつもりで好意で行った言動でも、受け手の心身の影響によってはいじめと認知し、適切な指導を行うことが求められており、教職員が何をもっていじめとするか、そのアンテナの高さや精度を向上させるよう、指導、助言をしております。例えば、この表でいうと、表の一番左の上の部分です。発言の苦手な子供に対し、周りの友達が「〇〇さんも意見を言いなよ」と強く促した。これも、受け手の状況によってはいじめと認知し、適切な指導を行うというふうに、学校には指導をしております。

このように、いじめ総合対策第2次に規定されている具体的な指導内容をもとに、学校のいじめ防止対策を進めてまいりたいと思います。今後も、各学校に対し、より具体的な指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

指導室からは以上でございます。

- 渡部市長 ありがとうございます。報告、説明が終わりましたが、本件につきまして、皆さんからご意見、ご質問をお受けさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もととなっております基本方針、教育委員会で策定されているので、もう既に教育委員の皆様は、策定に当たってかかわられておられるので、改めてということにはなってしまうかなとは思いますが、一応、市も関与して、改めて基本方針を定めさせていただくという趣旨でございますので、お願いしたいと思います。また、今、指導室のほうからご説明ありましたが、いじめ総合対策、東京都の発行しているいじめ総合対策でも、いじめの概念がかなり拡大をされているということを学校はもとより保護者や地域も認識をしていく必要があるということで、これらについては、教育委員会だけではなく、市長部局からも発信をしていく必要があるのかなと。そんなふうを受けとめているところでございますが。

教育長のほうから、何かご発言あればお願いします。

- 村木教育長 今、まさに市長がおっしゃっていただいたところを、改めて私もお話をしたいと思っています。

別添資料として、いじめ総合対策第2次、東京都教育委員会が作成された資料の最後のページ、いじめの定義が昭和61年度から、4回にわたって変遷してきているということは、それだけ課題解決の困難さを物語っている証であると思います。全国各地でいろいろな対策がとられているにもかかわらず、残念ながら死亡事案が発生している。そういったところの解決を学校現場においては、いじめが発生したときに極力、加害者、被害者、そういった立場に立ちながら、教育的に解決していこうと捉え、厳しく言うと、そこには甘さが生じていると思うのです。これも重篤な事案に限っては、そういった教育的な解決だけではとどまらない、法的に解決せざるを得ない、そういった捉えが必要であると思っています。そういった意味では、先ほど統括指導主事のほうから説明がありました、34ページ、社会通念上のいじめに関しては、ある程度認知はされているものの、そこから上の好意

で行った言動や意図せず行った言動、親切のつもりだとか、悪気はなかったのに、こういった教育活動におけるさまざまな場面においての法令上のいじめの位置づけというのを児童・生徒に正しく理解をさせるということとともに、やはり、指導する教員に対しても学校長を中心に研修会等で認識をさらに徹底していく、深めていく。先ほどお話があったように、いろいろな啓発資料を通して、保護者に対しても新たに理解を求めていくということが必要になると思っています。

私が一番強調したいのは、教育的解決から、やはり、法的な解決をせざるを得ない重篤な案件が生じたときに、どれだけ緊急性をもって危機管理を行っていくのかということがとても大事になってくると思います。これまでのさまざまな本市における課題を整理しながら、法的にどういうふうに解釈していけばいいのか、解決していけばいいのか、そこを大事にしていききたいなと思っています。

以上です。

- 渡部市長 ありがとうございます。基本的には、受けたお子さんが心身の苦痛を感じているかいないかということが判断の大きな分かれ道になるということになるので、こちらとしては善意のつもりで言った言葉が相手の方に苦痛を与えているとすると、そのことはいじめに認定される可能性が高いということになりますので、なかなか現場で子供同士の関係性の中では、非常に難しいことではあるのですが、そこを少しずつ現場、教育委員会、そして市長部局で理解を深めていくということになろうかと思いますが。
- 村木教育長 続けて、それを受けて、基本方針の（案）、10ページを見ていただきたいのですが、市長部局のほうからご提案いただいた⑤重大事態発生時対応フロー図というものがあります。ご提案いただいたこの流れというのが、表現等含めて幾つか気になる箇所がございます。具体的には、二つご提案させてもらいたいと思うのですが、重大事態が発生したときに、まず一番上、安全確保及び不安解消ということで、被害児童生徒・保護者と書いてありますけれども、やはり、これは学校で子供たちを預かるからにおいては、加害生徒の児童生徒、それから保護者、これは※で下に2行書いていただいているのですが、「調査によって明らかになった事実関係については、当該児童生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う」と書いてあるのですが、これは情報提供するだけではなくて、まず、事

案について情報をいただく場合には、場合によっては、被害児童生徒だけではなくて加害の子供、あるいは保護者から、あるいは、学校が認知してということがあると思いますので、その「被害児童生徒・保護者」という表現のところをどうするのか、課題も含めてというのが一つ。そうなったときに、学校から情報提供するだけではなくて、逆に情報をもろうという、双方向の矢印がそこには必要ではないかと思っています。まず、それが1点目です。

それから、2点目は、①から⑨までの流れを時系列ごとにわかりやすく書いていただいているのではないかと思うのですが、取り扱う主体が、例えば、教育委員会がどうするのか、あるいは、市長に報告をしたときに、市長のほうからどういう流れになるのかというところの矢印の書き方が、本当にこれでいいのかどうかというところを精査が必要なのではないだろうかなと思っています。具体的に申し上げますと、学校から教育委員会が報告を受けて、市長に報告をしたり、事態を深刻に受けとめたときには、いじめ問題調査委員会を設置して動くわけですが、その後、今度は報告が教育委員会に来るわけですけれども、普通ならば矢印が今度は逆に戻るという双方向の矢印になってということで、主体そのものがやるのが何かというのが一目瞭然になっておいたほうがいいのではないかなという、図を描く上での改善点として、どうしたらいいのかというのは少し精査する必要があるかと思っています。

以上です。

- 渡部市長 ありがとうございます。その辺については、今後、議論をさせていただいて、ブラッシュアップをさせていただければと思っています。

そのほか、委員の皆様から基本方針等についてのご意見、ご質問があれば、お願いしたいと思います。

- 櫻井委員 学校、教育委員会が主体から地方公共団体がという形で、こういう形で取り組むその背景には、今日いただいた資料1にもありますけれども、いじめ防止基本方針について、「地域の実情に応じて」が、一つキーワードになるのだろうと思うし、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためという、この辺が一つの大きなポイントになると思うのですね。今までは、教育委員会が学校という一つの基準でこれをやっている、

もちろん、東村山市いじめ防止等のための基本的な方針をずっと読ませていただくと、教育委員会が今までつくってきたものを、従来のものをバージョンアップしたような形で、教育委員会主体になっているのは現実なのですけれども、やはり、まちとして、東村山市の特性として、いじめについて、例えば、学校内だけで解決する問題ではなくて、学校を超えた中で、例えば塾もあるかもしれませんし、地域の活動の中でもそうかもしれませんし、いろいろな場面で子供たち同士は接触をしているわけで、そういう場面に対する共通理解というのか、情報交換が必要なのではないかと。当市の場合には、学校生活指導連絡協議会がそれに当たるという表現で読み取れると思いますけれども。ここで質問なのですが、教育委員会の立場で質問するのもおかしいかもしれませんが、一つ目は、学校生活指導連絡協議会でどの程度いじめ問題対策連絡に関する事を協議されている現状があるのかどうか、教えていただければと思います。もし、そこが弱いのだとすれば、やはり、表題にいじめ問題対策連絡協議会という表題がつく会議を設ける必要があるのではないかなというふうに自分は思っていますけれども、いかがでしょうか。

- 鈴木統括指導主事 学校生活指導連絡協議会につきましては、主に年間2回行っているのですが、夏休み前、それから冬季休業前と、子供たちが学校から地域に戻っていく、そのタイミングで東村山警察や、それから子供関係支援センター等、地域に戻っていく際にご協力をいただく関係機関とお話をさせていただいております。当然のことながら、いじめ問題だけでなく、さまざまな生活指導上の課題がありますので、そこも扱ってはおりますが、いじめ問題、なかなか学校だけでは見えない、地域に戻った子供たちのそうした姿もございますので、そうしたことを議題に挙げて議論をしていただいているところでございます。学校生活指導連絡協議会の中でも、いじめ問題について、かなりの時間をかけて議論させていただいているところでございます。

以上です。

- 櫻井委員 従来、学校生活指導連絡協議会は生徒指導が延長上で立ち上げたというふうに、私は理解をしているのですけれども。私、実は、他市でいじめ問題対策連絡協議会の委員長をやっているのですけれども、そこは、明解にいじめ問題対策連絡を年2回でしようかね、情報交換をしましょう。結構ボリュームのある会議をやりながら、うちの

地域ではこういう現状がある、特にこのエリアではとか、特に、最近  
はネット情報が大きいのですけれども、ネットではこういうやりとり  
があるとか。何か、もしかしたら、ここの14条1に該当するような  
ことをダイレクトにした委員会をつくる人が市長。今回、こういう形  
で教育委員会主体ではなくて、市長中心のというような、そういうま  
ちづくりという発想でいくと、必要になってきているのではないだろ  
うかということ、意見としては持ちます。

それから、二つ目ですが、別件になりますけれども、これは意見だ  
けで話をさせていただきます。

東村山市いじめ防止等の基本的な方針の、特にこれは、ずっと読ん  
でいると、重大事態の発生時に後手に回らないようにということで、  
それも学校だけではなくて、組織として教育委員会も、そして、加え  
て市長部局のほうもというような形で一緒にやってみようとい  
う、この趣旨は重々わかります。

学校の校長をした経験から言いますと、学校における取り組み、つ  
まり、10ページを受けて11ページからの学校における取り組みに  
なるわけですけれども、学校での対策、先ほど教育長からも話があり  
ましたけれども、被害児童生徒に加えて、加害児童生徒とか関係した  
児童生徒のほうの指導も必要なのではないかというお話があったか  
と思うのですけれども、全く同感で、学校現場で重大事態が起こった  
とき、すぐに動けるものというのが、やはり欲しいのではないかな  
と思います。そうすると、ここでいう10ページの上のほうの①、②  
に当たるような、この辺の部分についての具体的な説明が、11・1  
2・13・14ページあたりを読んでも、なかなか見えてこないかな。  
防止という視点は結構入っているのですけれども、そういう場合にな  
ったときに、どういうふうに校長は動き、誰が具体的にどういうふう  
にするか、また、誰が委員会にどういう方法で報告をし、それを委員  
会がどういうふうにカバーをしてくれるのかみたいな、その辺の図と  
いうのが、この次に必要になってくるのではないかな。やはり、重大  
事態になったとき、お互いにみんな平常時にはありませんので、  
何かこういう手がかりがあったほうが動きやすいのではないかな、そ  
んな意見を持ちました。

○渡部市長 ありがとうございます。櫻井委員のほうから二つほど問題  
提起として、学校生活指導連絡協議会とは別組織として、いじめ問題

対策連絡協議会を立ち上げるべきではないかというご指摘でございます。これについても、今後、議論させていただきたいと思います。また、重大事態が発生したときの初動について、もう少し、フローチャートには安全確保及び不安解消、報告というぐらいの記載しかないのですが、11ページ以降にももう少し具体的にその辺について記載があるべきではないかという。これについても、今後、教育委員会事務局と市長部局事務局でももう少し掘り下げて検討していく必要があるので、引き続き議論させていただければと思っております。

そのほか、ございますか。やはり、現場をご経験ということで、小関委員さん、ご指摘があればお願いします。

- 小関委員 ありがとうございます。まずは、いじめについて、全市的に子供一人一人を徹底して守るという、この姿勢は貫いていくということで、ぜひ、早く皆さんに知らせていただきたいなというふうに思っています。

二つあるのですけれども、ちょっと先に、具体的な防止、学校における取り組みというようなところなのですけれども、早期発見をし、ということはとても大事だと思いますけれども、非常に11ページに具体的に、安心して生活できる学級、学校風土というようなことが出ています。ここまで踏み込んで書いたのであれば、やはり、授業の中でとかということだけではなくて、子供一人一人に居場所がある、安心して暮らせる学級づくり、学級経営ということをきちんと打ち出したほうがいいのではないかなということが一つです。そうした中で、子供たち一人ひとりが輝いていくということになるのだと思います。

その中でいえば、もう一つ、例えば、子供がいじめられたときに、同級生にはなかなか言えなくても、上級生に相談ができるとか。そういうこともあると思いますので、異年齢集団の活動を積極的に推進するとか、そういったことも、これだけ詳しく、細かく取り組みが書かれているのだから、そこも踏み込んでいただければいいかなと思いました。

もう一つなのですが、これは学校における子供たちへの指導ということではなくて、組織等の設置ということにもかかわるかとは思いますが、管理職の姿勢というのはすごく大事だと思うのですね。職員室の文化の問題です、つまり。学校文化、学級文化というようなことが言われていますけれども、職員室文化というか。先生方の人間関係と

いうか、同僚性というか。教師がそれぞれ支え合うことができる職員室文化をつくるという、これは管理職の非常に大きな責任だと思います。この学校文化について、組織文化について言及していただけるといいなということが一つです。

もう一つ、やはり、取り組みの中にネットいじめについて書いてありますが、12ページ。ここまで書いたのであれば、やはり、これからさらに情報化が進んで、子供たちがスマホなどを使う、低年齢化していくということが考えられますので、ここもさらに踏み込んでいきたい。例えば、ことしの初めに東京都SNSルールみたいなもののお話のときに、例えば、朝の会や帰りの会で、子供たちに全学級でネットの使い方について指導するなんていう方針が出ているのですよね。そういうことの例えばというようなことで、書く必要があるのではないかなという。これから先、見えないいじめというか、ネットいじめの問題、非常に深刻になると思いますし、先ほどの一つの言葉でも、文字でぱっと出てきたラインであるとか、そういった言葉で子供がどれだけ衝撃を受けるか。多分、私たちには想定できないくらい、子供たちの中でいろいろ出てくるのではないかと思うので、ネットいじめに関してのさらに踏み込んだものがあるといいなというふうに思いました。

以上でございます。

- 渡部市長 ありがとうございます。11ページ、12ページについて、せっかくここまで書いていただいたので、もう少し踏み込んでということで、幾つか学級のあり方、あるいは、異年齢集団の取り組みとか、管理職の姿勢を含めたそれぞれの学校の教員集団の文化、風土のこととか、あるいは、ネットいじめについての言及というようなご指摘もいただいたところでございますので、これらについても、今後ちょっと、事務方でも考えていただいて、さらに議論を深めていきたいなというふうに思います。

それでは、當摩委員のほうから、ご指摘があればお願いします。

- 當摩委員 この場でこういうことをお話させていただくのがふさわしいかどうかわからないのですが、私がPTA等の活動をさせていただくきっかけになったことをちょっとお話させていただいてよろしいでしょうか。と申しますのは、都教委のほうの報告の中で、取り組み報告書の中で、35ページにいじめというものをどのように定義が変わ



ってきたかというところ、私、大変感慨深く、今回、読ませていただいておりますが。ここで最初の61年度からというところですね。このころ、ちょうど私の長女、今45歳になっているのですが、彼女が3年半、4年近いアメリカでの現地校の生活から日本に帰ってきました、アメリカではそれなりにさまざま言語になれることも苦労した子で、日本へ帰って中学からは「日本の学校に戻れるね、よかったね」といってから広島に戻ってまいりました。

本当に親として恥ずかしいのですが、1年生の3学期になるまで彼女がいじめに遭っているということに気がつかなかったのです。3学期に娘の通っていた中学校では、当時、川越遠足というのがございまして、帰ってきた娘がわっと泣き出したのですね。「どうしたの」と言ったら、誰も自分を、それぞれ好きな人たちで班をつくりなさいといったとき、班に入れてもらえなかったと。「えっ」と言ったら、ずっと実はいじめに遭っていたと。彼女はそこでやっと告白ができたのですが、理由というのが、アメリカから帰ってきた子で、あいつの水道を飲んだ水が、あとに飲むとアメリカ菌が移るとか、聞きましたら、さまざまないじめに遭っていました。靴を隠されていた、傘は持っていった日に壊れちゃったと言うので、どうしたのかなとか思っていたのですけれども、壊された。それから究極は、何かで彼女だけが呼ばれて職員室に行く用があったときに、翌日お弁当を持ってきなさいという指示を先生から伝えられたのに、彼女には誰も伝えなかった。そして、本当に、いわゆる典型的ないじめですよ。わかりやすいいじめだと思えます。でも、そのことに彼女はずっと耐えていたのです。

その後、やはり、当時、この昭和61年ごろは、まだまだ学校の風土が今のようないじめというものを認識する時代ではなく。ですから、これを読ませていただいて、隔世の感があるとともに、そういう隔世の感があるにもかかわらず、まだいじめというものがこれだけ重大な事象になっている。さらに深まっているのではないかということが、私にとっては今回、このことを一度考えさせていただく中で、大きな自分の中の課題となりました。

そして、彼女はどのようにそれを克服していったかというところ、中学2年生になりまして、やはり、仲間に何とか加わらなければいけないと思って、小関先生とかよくご存じだと思います。手紙回し。それを積極的に自分も加わっていったのです。学校の先生方はそういうこ

ともよくご理解なさっていないなくて、私がうん、と、思っただけで、彼女にどんなことをすればそれが克服できるか、一緒に考えました。そして、「わかった。あなた書くことが好きなのだったら、先生のおっしゃることを全部書き取ってごらん」と。本当に一生懸命ノートに書きました。それによって授業に集中して、幸いなことに、3年生になって、とてもよくいろいろなことを見てくださる先生に出会いましたので、彼女も落ちついて学校にも本当に楽しく行けるようになったのですけれども。

そして、これ後日談がございまして、うち、9歳年下の妹がおりまして、その子が中学に通っているときに、展覧会があったので一緒に行ったのですね。そうしたら、一緒に行った長女が、全身鳥肌が立ったのです。「ママ見て」。それはどうしてかということ、そのときのフラッシュバックですね。でも、それで私、そのとき考えまして、ちょうどPTAをやっておりましたので、うちの娘、中学3年のときかな。やはり、いじめのことを運営委員会で考えようというようにときに、娘に来てもらいまして、自分が受けたいじめの体験というのを運営委員会で話してもらいました。そのときに彼女が言ったことが、私は「ああ、彼女はそれを克服するべき」と思ったのですが、なんで自分がいじめられたのだらうと思ったときに、確かに、人と違う帰国子女だということがあったかもしれないけれども、中学1年から2年ぐらいのときというのは、みんな誰々さんの子という、親の子というところから、一つ自立を始めて、そのことのアンバランスが他者をいじめることにつながるのではないかと、私は理解しましたというようなことを彼女が言ってくれました。ですから、先ほど教育長がおっしゃってくださいました、いじめの被害者とその保護者、それだけではなくて、加害者とその保護者の方にもその説明をしていくということが、私は大変大事だと思いました。それは、娘がそのときに、中心になっていじめた女の子に言われたそうなのですよ。「あんた、親にちくつたろ。私だって親いるんだよ」。でも、それは私は「そうだね。それはそうだよね。」と笑ったのですけれども、やはり、そうしたことを考えながら、字面で考えるのではなくて、本当にいじめられる子、また、それをいじめてしまう子の双方の気持ちというのを考えながら。この流れとして、私は重大事態が起こったときには、本当にもう一度検証することの必要性とかは、この社会事象の中で、大変重要なこと

だと思っております。

ただ、本当に私がなぜ、例えば、人権のことを一生懸命させていただくとかいう原点として、こうして人を大切に思う心、そして人を尊重する心というのがどれだけ子供を守っていくかということを、私は思いながらずっとさまざまなことをさせていただいてきたということで。この流れとしては、今、それぞれの委員がおっしゃられたような形も加えながら、十二分に考えていって、そして、それが本当に実施されるようなことを私どもはみんな見守っていかなければいけないのかなと思っております。ただ、いじめられっぱなしではなく、いじめられたことが他者を慮ったり、優しさにつながるように、被害に遭った子供もそういうふうに変わっていけるのだということは、娘との生活の中で実感しております。

個人的なことを申し上げて大変失礼いたしました。以上でございます。

- 渡部市長 大変貴重なお話をいただきまして、ありがとうございます。やっぱり、いじめられたお子さんに深い傷を残す、ご家族にとっても大変なことだと思えますし、それを乗り越えるというのも、また大きな力になることにはなりますが、まず、何よりもいじめを根絶するというのを、東村山市としては、今後、進めていくという強い信念に基づいて、学校現場から地域、保護者、そして、我々市長部局も含めていじめに対する認識をみんなが共有しながら取り組んでいくということが大事かなと、そんなふうに思っております。重大事案を、想定を法は求めているので、つくらなければなりませんし、こうした場合にはこうしていくという業務フローのようなものは、どうしてもつくらざるを得ませんが、やはり、そうならないということが何よりも必要なことだと私自身も感じてはおりますので、その辺について、また少し議論を深めさせていただければと思っております。

最後に、佐々木委員のほうから、何かご指摘、ご意見があればお願いします。

- 佐々木委員 このように市として取り組んでいただけるということは、保護者にとってもとても心強くありがたいことだなというふうに、まず思いました。市からのご案内も、きっと保護者に対してあるとは思いますが、より身近にある学校現場を通して、直接保護者のほうに説明していただく機会なども設けていただけると、ありがたい

のかなというふうに思いました。

学校における未然防止等、早期発見のための取り組みなどは、より細かく丁寧な説明になっているので、すごく先生たちにとってもわかりやすいのかなということ。あと、実際に今、中学生と高校生の子供がいますけれども、やはり、学校の先生たちも早期発見や未然防止にするための取り組みって、すごく大切だなと思うことがあって。例えば、小学校から中学に上がるとき、中学校からさまざまな小学校が集まってきましたけれども、その中で、小学校のときからかわれていたお子さんは、どうしてもそのときのこと、例えば、変なあだ名があったり、こういうふうにしていただよねという変なことばかりが、中学、特に1年生とかは回ってしまって、嫌な思いをしてしまう子供たちは、引き続き嫌な思いをしてしまっているという状況が、実際にあるのですね。ただ、中学1年生の段階で、未然に防ぐために学校の先生たちにご協力いただけると、中学2年生、3年生になって上がってきても、特に大きな問題なく過ごすことができるかなというふうに、それが実感しております。

ただ、保護者の意識も変わらなければいけないなというのが実際のところで、私は、なるべく子供たちとご飯を一緒に食べて、「きょう何があった」とか、例えば、運動会の際に、どうしても足の遅い子がいる。クラスのリレーがどうしても速く走れないとか、いろいろありますけれども、そういった、ちょっとした愚痴とか、悩みとかも聞けるような時間を親子の中で設けることも大事かなというふうに思いました。

1点気になったのは、加害者の、いじめをしてしまった子供だけでなく保護者への指導、保護者指導といたしますか、早期に発見された場合には、保護者のほうにもちゃんと連絡していただいて、その子がそれ以上に嫌な思いをさせるようなことをしないような取り組みをしていただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○渡部市長 ありがとうございます。佐々木さんからも現役の保護者としてのご意見をいただきました。市からも保護者の方に対して、こうしたい、策定された暁には、何らかの形でいじめ防止基本方針については、市のほうからも情報発信をさせていただければというふうに考えております。また、小学校時代から中学に上がって、また引きずっ

てしまうケースと、そこでうまく断ち切れるかどうかというのが、これは結構、私も経験上、いろいろなケースがあるなというふうに思っていますので、そこは何とか引きずらないようにしていくということで。結構、いじめられたお子さんが、その後、重大事案ではないにしても、不登校気味になってしまって、中学で完全に不登校になっちゃうとかというケースもいろいろお聞きをしておりますので、そういうことのないように、これは学校、教育委員会、地域で連携をしていく必要があるのかなと思います。

それから、やはり保護者の意識も非常に重要で、特に小学生の児童のいじめの場合、加害側のお子さんの保護者にはそのことを、事実を承知をしていただいて、保護者としての適切なお指導をいただくということが大事かなと思いますので、そこについても、どのような表現にするのかは別としても、何らかの形で少し記載ができればというふうに思っております。

いろいろありがとうございました。教育長のほうでまだ何かあれば、最後ちょっとお願いします。

- 村木教育長 最後に、佐々木委員さんのほうから、保護者の意識ということがありましたけれども、私も、やっぱり学校が預かって、生徒の対応、保護者対応しているときに、解決の方向に向かうのは、やはり、保護者が変わるということなのですね。これは、被害の保護者ではなくて、加害側の保護者、それを取り巻く周辺の保護者の意識が変われば、必ずいい方向に向かうなという実感を持っています。そのためには、学校長を初め、教職員が時間を惜しむことなく、その事案と向き合い、そして、いろいろな話を聞き取りながら、最善の方向を探っていくということが重要かなと思っております。

また、東村山は、毎月第2土曜日を家庭の日というふうに定めていますので、そういった中で、親子が会話をしていただくということを何らかの形で普及啓発、推進をしてまいりたいなと思っております。

以上です。

- 渡部市長 ありがとうございました。きょう、幾つか皆様方からご意見、ご指摘をいただきましたので、あと、総合教育会議、今年度2回を予定しておりますので、一応、きょういただいたご意見、ご指摘を踏まえて、再度、次回、事務局からもう一度、文言修正なり追求した部分を含めて再提案をさせていただいて、ご協議をいただきたいとい

うふうに思いますが。

事務局のほうは、それでよろしいですか。

○笠原企画政策課長 本日、教育長、委員の皆様から頂戴したご意見につきまして、教育委員会のほうと事務局のほうで調整をしまして、パブコメを実施する前に、委員の皆様にも再度、会議を開く日程はございませんことから、個別に郵送等で送らせていただきまして、こちらの内容で、きょうのご意見を踏まえた箇所を修正させていただきまして、こちらの内容でパブリックコメントを実施させていただいてよろしいかどうか、資料のほうを一度おさらいさせていただいた上で、個別案内用のほう、もし、また何かありましたら、加筆修正していただいた上で、事務局のほうに送り返していただきまして、11月の下旬、予定どおりパブコメのほう実施させていただきたいと思います。次回の会議におきましては、パブリックコメントでいただきました意見への市としての回答を踏まえて、再度、素案のほうにつきまして、ご協議いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡部市長 12月の総合教育会議を待ってからだと、パブリックコメントをやると、年度内の策定が間に合わなくなるという事情があるので、パブコメの日程が11月にやらせていただきたいということなので、今日いただいた意見については、先ほど申し上げたように、修正、追記をさせていただいた上でパブコメさせていただきますが、もう一度、パブコメする前に総合教育会議を開く暇がないので、個別に各委員の皆様にも郵送等で方針のパブコメ（案）をお示しさせていただきますので、何かご意見があれば、また、パブコメでいただいたご意見とあわせて再々修正ということになるかと思っております。12月の時点でご議論いただければというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

それでは、いじめ防止等のための基本的な方針の協議については、以上で終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

○渡部市長 ありがとうございます。

それでは、次に、報告事項ということで、児童課よりお願いいたします。

○竹内児童課長補佐 私、子ども家庭部児童課で課長補佐をしております竹内と申します。よろしく申し上げます。

私からは、現在、児童課において、今後の児童館・児童クラブのあり方等を検討すべく行っております東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会において検討が進められました、学校施設を活用した四つの児童クラブの運営体制につきまして、この間の検討状況等をご報告させていただきたいと思っております。

まず、四つの児童クラブ、具体的には、回田小、大岱小、秋津小、北山小内に整備をさせていただいております児童クラブにつきまして、昨年度、整備をさせていただくことにつきまして、これまで報告をさせていただいたところがございます。こちらにつきましては、現在、令和2年4月の開設に向けまして、順次整備のほうを行っているところでございます。

この4校に整備している児童クラブの運営体制についてでございますけれども、冒頭申し上げました、東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会におきまして、本年6月より具体的な検討を進めてきたところがございます。本検討会におきましては、令和2年4月の開設に向けまして、まずは速やかに検討が必要な4校の整備をする児童クラブの運営体制の徹底に向けた議論を中心に進めてきたところがございます。これにつきましては、9月3日に開催されました第3回検討会で一定の集約がなされ、当市では第2野火止児童クラブにおいて導入実績のある指定管理者制度の活用による公設民営の施設として民間活力の導入を図ることなどが提言され、9月5日付にて検討会の会長より市へ中間報告書が提出されたところがございます。

本日、お手元にお配りしました資料が、その中間報告書でございます。詳細につきましては、4・5ページを中心に、後ほどごらんいただければというふうに考えております。

この報告書では、学校施設内に新設する四つの児童クラブの運営体制についてご提言をいただいたことに加えまして、特に児童クラブの整備を行う四つの小学校の利用児童並びに保護者に対して、必要な情報提供、周知を行うことにつきましても、ご提言をいただいたところがございます。

当市といたしましては、こうした提言を受けまして、令和2年4月からの運営に向け、現在、指定管理者の募集や選定等に向けた書類の準備を進めているところでございます。今後は、指定管理者の選定とあわせて、利用児童並びに保護者の皆様に、必要な情報提供、周知を

するとともに、各学校の皆様とも協議、調整を継続させていただきまして、よりよい児童クラブ運営が行えるよう努めてまいりたいと考えております。引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本検討会におきましては、既存の児童クラブのみならず、児童館も含めました事業全体の将来像について、差し当たり、本年度いっぱいをかけまして、継続して検討していくこととなっておりますので、その点もあわせてご報告させていただきたいと思っております。

児童課からの報告は、以上でございます。

○渡部市長 報告が終わりました。市長部局からのお話なので、私からも一言申し上げたいと思っております。

昨年度、学校施設を利用して児童クラブについて、大量に待機児童が出ているクラブについては、学校施設内に児童クラブの設置をさせていただきたいというお願いをさせていただき、それぞれの学校長にもご了解いただいた上で調査をし、今年度、回田、大岱、秋津、北山小学校については、学校側にご了解いただいた教室等については、児童クラブの部屋に転用するべく、既に、一部学校については、工事等に着手をさせていただき運びとなっております。

運営体制についても、課題でございましたが、今般、検討会から公設民営ということで、ご提言をいただきまして、これも先ほど申し上げた9月定例会で議会でもいろいろご指摘、ご意見がありました。というのは、公立の小学校の中に公設民営の施設ということになると、民間事業者、株式会社が必ずしも該当するかどうかわかりませんが、株式会社になったり、あるいは社会福祉法人になったり。いわば、第三者が学校の中に常駐する形になるのはどうなのかというようなご指摘もあったのですが、事前に所管のほうからは各学校のほうにお話をさせていただいて、学校長からはご理解をいただいているということになります。ただ、細かな運営体制等については、これから事業者が決定次第、事業者と教育委員会、それから所管の児童課と学校で細かく調整をさせていただくことになろうかと思っております。というのは、通常の市が直営で行っている児童クラブについては、終了時間が午後5時45分で一応終了です。保護者から時間を延長してほしいという要望、強くいただいているのですが、直営の体制ですと、なかなかそれができないのですが、既に先に先行して試行的に民間移管を行ってお



ります、野火止第2児童クラブについては、民間事業者の自主事業として有料ですけれども、時間延長をしていただいているところがございますので、恐らく、今回についても、事業者にもよりますが、時間延長をされる可能性があるというふうに思っておりますので。そうになると、学校の先生方がお帰りになった後も、児童クラブだけは開設されとかというケースが発生する可能性もあるので、それらのことについて、管理責任等々の問題もあることから、そこらについては十分協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ぜひ、教育長初め、教育委員の皆様のご理解を賜ればなと思っております。

私のほうから一言申し上げさせていただきましたが、本件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

( なし )

○渡部市長 ありがとうございます。それでは、最後に、その他事務連絡等がございましたら、お願いいたします。

○事務局 事務局から次回の総合教育会議の日程につきましてご案内いたします。

次回、第4回総合教育会議につきましては、令和元年度12月5日、木曜日、場所は本日と同じくマルチメディアホールとなります。

以上です。

○渡部市長 年内、また師走の押し迫った時期になりますが、12月5日に、また本日と同じようにこちらで総合教育会議を開催をさせていただき、引き続き、いじめ防止等のための基本的な方針の策定についてをご議論いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第3回東村山市総合教育会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午前10時20分 閉会

